

吸収分割に関する事後開示事項

2025年3月31日

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
双日株式会社
代表取締役 植村 幸祐

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
双日船舶株式会社
代表取締役社長 今井 琢

双日株式会社（以下「分割会社」）と双日船舶株式会社（以下「承継会社」）は、2025年2月13日付で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」）に基づき、2025年3月31日を効力発生日として、本分割契約に定める分割会社の権利義務を承継会社が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」）を行いました。

本吸収分割について、会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号および会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2025年3月31日
2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求にかかる手続の経過ならびに会社法第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求にかかる手続の経過
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、本項に該当する事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
本吸収分割は会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、分割会社は会社法第785条の規定による手続を行っておりません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
分割会社には、会社法第787条第1項第2号および第3項第2号に定める新株予約権は存在しないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項に基づき、2025 年 2 月 18 日付の官報および同日付の電子公告において、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者は存在しませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求にかかる手続の経過ならびに会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 3 号)
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求にかかる手続の経過
本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、本項に該当する事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
承継会社の株主は会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における当該特別支配会社である分割会社のみであるため、本項に該当する事項はありません。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 2 月 18 日付の官報において、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者は存在しませんでした。なお、承継会社には知れている債権者が存在しなかったため、知れている債権者に対する個別催告は行っておりません。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 189 条第 4 号)
承継会社は、本吸収分割が効力を生じた日である 2025 年 3 月 31 日をもって、分割会社から、本分割契約の定めに従い、分割会社が船舶トレーディング事業 (新造船・中古船売買の仲介、傭船仲介 (※1)、航海傭船および船舶管理にかかる事業を含む) (※2) に関して有する権利義務を承継しました。

(※1) 裸傭船 (Sale & Lease Back (SLB) および SLB 以外の裸傭船)、連続航海傭船 (CVC) ならびに数量輸送 (COA) を含む。
(※2) 船舶にかかる解撤事業、新技術および新燃料関連の新規事業を除く。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)
2025 年 4 月 14 日までに会社法第 923 条の変更の登記を申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号)
該当する事項はありません。

以 上